

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和3年12月13日午前9時00分琴平町総合センター2階大ホールに召集する。

出席委員		欠席委員			
4	山田 悟	10	大場 重信	8	宮崎 知純
1	大森 薫之	11	山本 重憲		
2	都村 尚志	12	宮脇 久雄		
3	西島 好弘				
5	宮武 悟				
6	神餘 哲夫				
7	松浦 修				
9	森本 初美				

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二
書記 植田 康紀

<議事日程>

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】の決定について
- 報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について
- その他

職務代理者 挨拶

職務代理者 それでは議事に入ります。本日の会議録署名委員は9番の森本委員と、10番の大場委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

職務代理者 議案第1号1 農地法第3条許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号1 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。
場所は、丸亀三好線と町道分木古川線の交差から西へ約30m進んだ町道分木古川線沿いの北側の農地です。後継者がなく、農地を手放したい意向のある譲渡人と申請地の北側に隣接する所有農地があり、農地の利便性と一体化を図りたい譲受人との間で話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

職務代理者 議案第1号1について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。高齢となり農業を行う予定もなく、後継者もないため農地を手放したい譲渡人と、隣接する農地の進入路として申請の農地を購入したい意向の譲受人が農地購入条件等の話し合いの結果、この度の申請となりました。皆様のご審議のほどよろしく願います。

職務代理者 議案第1号1について ご質問、ご意見はございませんか。

職務代理者 議案第1号1について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

職務代理者 それでは、議案第1号1 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

職務代理者 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号1 原案のとおり決定することにいたします。

職務代理者 **議案第1号2 農地法第3条許可申請について事務局より説明**お願いします。

事務局 議案第1号2 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局 譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。
場所は、木ノ井水源地の南側、町道極楽橋水道橋線沿いで金倉川と満濃川に挟まれた農地です。管理が困難で、農地を手放したい意向のある譲渡人と、新たに農業に取り組むため農地を探していた譲受人との間で話がまとまり、この度の申請となりました。現在、下限面積を満たしていませんが、今後、隣接農地を3条申請にて所有する計画があり、その農地を合わせることで下限面積を満たすことが見込まれます。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題なく申請を受理致しております。

職務代理者 議案第1号2について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。耕作条件が悪く、管理が困難であるため農地を手放したい譲渡人と、新たに農業に取り組むため農地を購入したい譲受人との間で購入条件等の話し合いの結果、この度の申請となりました。

トラクター等の農業機械も準備できるようですし、農業の経験はありませんが地元の方に相談しながら実施していくようです。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

職務代理者 議案第1号2について ご質問、ご意見はございませんか。

職務代理者 議案第1号2について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

職務代理者 それでは、議案第1号2 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

職務代理者 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号2 原案のとおり決定することにいたします。

職務代理者 **議案第2号 農地法第5条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書5ページをご覧ください。
申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。
場所は、琴平町役場の北東にあります春日マンションから南東に80m、
町道榎井蔵中線沿いに位置する農地となります。
現在、譲受人の勤務地は高松、その妻の勤務地は観音寺でその中間である琴平町で居住しています。子供の成長で現在のアパートでは手狭になっているため家を建てたい意向から、親戚である譲渡人の所有する農地に家を建てる計画となりました。譲渡人は高齢で農業を実施するのも困難であることあります。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

職務代理者 議案第2号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。譲受人は現在、琴平町内の借家に居住していますが、子供の成長により手狭になってきたことなどから住宅を建てる計画となりました。住宅を建てる土地を探していた中で譲受人の親戚である譲渡人が90歳を超え農地の維持管理が困難となっていたこともあり、所有の農地に今回の申請地を選定したようです。周辺農地に支障が生じるおそれはありませんし、地元水利や隣接する農地の所有者との調整も完了しています。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

職務代理者 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

職務代理者 議案第2号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

職務代理者 それでは、議案第2号 農地法第5条許可について挙手をお願いします。

職務代理者 全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 原案のとおり決定することにいたします。

職務代理者 **議案第3号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 議お手元の議案書6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 申請番号1～2について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

よろしく願いいたします。

職務代理者 議案第3号について ご質問、ご意見はございませんか。

職務代理者 議案第3号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

職務代理者 それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたします。

職務代理者 **議案第4号 農地中間管理事業法第19条の2**について事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 申請番号1～2について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

令和3年12月28日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしく願いいたします。

職務代理者 議案第4号についてご質問、ご意見はございませんか。

職務代理者 議案第4号について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

職務代理者　　それでは、議案第4号 農地中間管理事業法第19条の2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

多数挙手により賛成でありますので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたします。

職務代理者　　**報告第1号 使用貸借終了農地返還通知**について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　賃貸人、賃借人、申請地について読み上げて説明。

職務代理者　　全体を通じてご意見はございますか。

「なし」

職務代理者　　事務局からその他をお願い致します。

職務代理者　　その他について何かありますか。

事務局　　特にありません。

職務代理者　　次回は、令和4年1月20日（木）午前9時から琴平町役場3階大会議室で行います。

職務代理者　　以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。